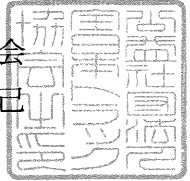


全ト協発第22号(輸)
平成31年4月9日

都道府県トラック協会
会長 殿



(公社)全日本トラック協会
会長 坂本 克己



平成31年度「高さ指定道路」指定要望とりまとめ依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対し、格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、平成16年3月より「高さ指定道路」(指定された道路については、通行する車両の高さの最高限度を4.1mとする)が制定されたことに伴い、全日本トラック協会では、平成17年度より「背高海上コンテナ通行指定経路申請」に代わり、「高さ指定道路」追加指定要望をとりまとめ、「背高車両委員会」の審議を経て、警察庁、国土交通省へ提出いたしておりましたが、背高海上コンテナ以外にも「高さ指定道路」指定が必要であるという要望がありました。

つきましては、背高海上コンテナに限らず、下記要領により「高さ指定道路」の指定要望について受付けいたしますので、貴協会会員事業者へご周知いただき、とりまとめ頂きますようよろしくお願い申し上げます。

なお、自動車運搬用セミトレーラについては、(一社)日本陸送協会にて取りまとめております。

敬 具

記

1. 締切日 平成31年6月28日(金)全ト協必着
2. 提出先、お問い合わせ先
(公社)全日本トラック協会 輸送事業部 担当:竹内 (TEL 03-3354-1038)
3. 添付資料
 - ①「高さ指定道路」新規要望一覧表(見本、提出フォーム)
 - ②「要望区間票」(見本、提出フォーム、要望区間票作成のしかた)
 - ③ 高さ指定道路の確認方法について、道路情報便覧等の入手方法について

※添付資料①の提出フォームデータ(Excel)が必要な方は、上記、担当までご連絡ください。
②の提出フォームデータ(Word)は、**全ト協のHP(会員専用)**に掲載もいたします。

4. 提出書類

- ・「高さ指定道路」新規要望一覧表（各トラック協会にて作成）
- ・要望区間表・・・（事業者が作成）

- 1枚目：要望箇所の道路を、インターネット等を利用した地図（例）グーグルマップ等を貼付け、起点と終点の住所（県名からお願いします）、交差点番号、交差点名称、道路管理者、交通管理者を記載してください。起点と終点は明確に記載願います。
- 2枚目：1枚目に指定された経路及び交差点番号について道路情報便覧高さ指定経路付図を添付する。（資料2の道路情報便覧付図表示システム操作マニュアルを利用）
- 3枚目：平面上で道路が通行可能か判別できない場合には、必要に応じて立体的に把握できるように航空地図をつけて下さい。（グーグルマップのストリートビュー等を活用してください）

※その区間を通行する際の「出発地」「着地」の住所を記載してください。

（特殊車両通行許可証や申請の仮算定表等経路のわかるものの添付が望ましい。）

※3枚目については立体交差等、地図上でわかりにくい場合のみ添付して下さい。

※それぞれ見本を参考に作成願います。

※地図については、出来るだけ判りやすいものを添付してください。

また、終点が発着地の場合（特に工場など）は、手書きで構いませんが、どこを通るのか判断のできるもの、また道路名を必ず記入するようにしてください。（市町村道の場合は、各市町村に確認をしてください）

※1つの経路に対して道路管理者（国、都道府県）が複数になる場合は、地図も道路管理者毎に作成して下さい。

5. 注意事項

(1) 以下については、要望できません。

- ①トンネル、高架橋等で物理的に不可能な区間を含む場合
- ②「大型車進入禁止」など、禁止区間を含む場合
- ③過去3年間、たびたび要望されているにも関わらず、指定されていない道路
- ④生活道路等を含む場合（特に駅前、スクールゾーン、住宅街など）

(2) 毎年、既存の高さ指定道路ではない道路を背高国際海上コンテナが頻繁に走行しているが、高さ指定道路要望もされていないため、許可無く運行させている事業者があるのではないかとこの指摘を国土交通省よりいただいております。また、高さについては、「高さ指定道路」でないと特車の許可が出にくくなっております。特車の許可違反等についても、年々厳しくなっておりますので、該当する会員から必要な道路について要望を上げていただくよう、積極的なお声かけをお願いいたします。

(3) 背高国際海上コンテナ以外に「高さ指定道路」の指定が必要な以下の区間についても要望を受付いたします。

- ・積載物が単体物であること（荷姿等について別途書類が必要です。）
- ・要望する区間を含む経路を継続、反復して使用すること

※提出していただいた書類内容について、不備などあった場合、事業者へ直接ご連絡させていただきます。ご了承ください。

※提出書類の作成方法がわからない場合は、問い合わせ先にご相談ください。

以 上